

船舶事故調査報告書

平成27年7月30日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成26年12月3日 09時20分ごろ
発生場所	長崎県新上五島町 ^{はまぐし} 浜串漁港北方の岩場付近 浜串港沖防波堤A南灯台から真方位000° 950m付近 （概位 北緯32° 54.16′ 東経129° 05.43′）
事故調査の経過	平成26年12月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第2 ^{はまぐし} 浜串丸、3.9トン NS3-64071（漁船登録番号）、個人所有 14.15m (Lr) × 2.70m × 0.76m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数50、昭和50年12月25日
乗組員等に関する情報	船長 男性 71歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年9月2日 免許証交付日 平成26年11月5日 （平成32年8月16日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、離島漁業再生支援交付金事業による漁港周辺の岩場清掃作業のため、平成26年12月3日09時00分ごろ、作業員数人を乗せ、僚船と共に浜串漁港を出港し、同漁港北方の岩場に向かった。</p> <p>船長は、本船を岩場に船首着けとして左舷船尾から投錨し、作業員が岩場に上陸して高圧洗浄機等で清掃作業を行い、清掃場所を移動するため、作業員を乗船させて揚錨作業を開始した。</p> <p>船長は、本船中央左舷側に設置された漁労用ローラ（以下「本件ローラ」という。）で錨索（直径約15mm）の巻込み作業中、錨の爪が船底に引っ掛かったので、錨の爪を外すため、繰り込んだ錨索を繰り出す際、本件ローラ上の錨索に左手を添えていた。（写真1、写真2参照）</p>

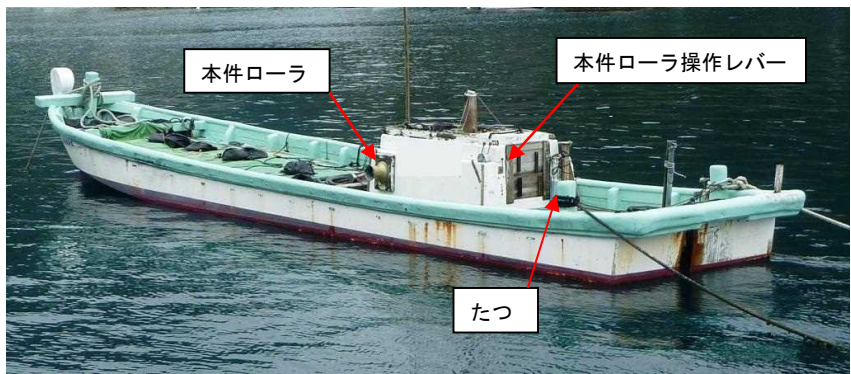


写真1 本船全景



写真2 船長の揚錨作業体勢

船長は、作業員が錨索を持ち上げようと左舷船尾の錨に近づいたので、危ないので近づかないよう注意しようとして、左舷船尾方に目を向けた直後の09時20分ごろ、左手を本件ローラと錨索との間に巻き込まれた。

甲板員は、船長の声聞き、船首甲板から船尾甲板に移動して本件ローラの操作レバーを停止し、錨索を切断した。

本船は、甲板員が漁業協同組合に連絡を取り、浜串漁港に向かった。

船長は、所属する漁業協同組合が要請した救急車及びドクターヘリで病院に搬送され、左上肢多発開放骨折、頸椎脱臼骨折、左第3～8肋骨骨折、右膝複合靭帯損傷等と診断された。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

気象・海象

気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好
海象：海上 平穏

<p>その他の事項</p>	<p>本船は、四爪錨を使用し、本事故当時、水深が約5mであったので、錨索を約15m繰り出しており、揚錨に約5分を要する状況であった。</p> <p>本件ローラの操作レバーは、本件ローラから船尾方約1.8mの位置に設置されていた。</p> <p>揚錨作業中、本件ローラは巻上げ方向に回転を続けており、船長が、左舷船尾のたつを介した錨索を本件ローラに上から3～4回巻き付けて繰り込み、錨索を右手で甲板上にコイル状にまとめていた。</p> <p>作業員は、船首甲板及び船尾甲板に乗船していたが、本件ローラの操作要員はおらず、また、本事故当時、船長が本件ローラと錨索との間に巻き込まれた状況を見ていた者はいなかった。</p> <p>船長は、左舷船尾方に目を向けた直後に左手を本件ローラと錨索との間に巻き込まれており、その状況を見ていなかった。</p> <p>船長は、上下合羽にヘルメットと軍手を着用し、長靴を履いていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、浜串漁港北方の岩場付近で揚錨作業中、船長が、船底に引っ掛かった錨の爪を外そうと、繰り込んだ錨索を繰り出す際、本件ローラ上の錨索に左手を添えていたことから、左手が本件ローラと錨索との間に巻き込まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、繰り込んだ錨索を繰り出す際、本件ローラの回転を停止していれば、本事故の発生を回避することができた可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、左手が本件ローラと錨索との間に挟まれて巻き込まれたものと考えられるが、巻き込まれるに至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、浜串漁港北方の岩場付近で揚錨作業中、船長が、船底に引っ掛かった錨の爪を外そうと、繰り込んだ錨索を繰り出す際、本件ローラ上の錨索に左手を添えていたため、左手が本件ローラと錨索との間に挟まれて巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・揚錨作業中は、漁労用ローラの錨索に手を添えないようにすること。 ・揚錨作業中に繰り込んだ錨索を繰り出す際は、漁労用ローラの回転を停止してから行うこと。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・揚錨作業中は、漁労用ローラの操作要員を配置し、いつでも停止できるようにすること。 |
|--|---|

付図1 事故発生場所概略図

